

公益財団法人喝破道場

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、公益財団法人喝破道場と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を香川県高松市中山町1501番地9に置く。

- 2 本法人は、理事会の議決を経て香川県内の必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、瀬戸内海に面した豊かな五色台の自然及び日本の伝統文化に恵まれた教育環境のもとで、青少年を中心とした一般社会人の情操の陶冶、心身の鍛錬を図り、人としての誇りと責任、そして勇気をもって積極的に行動していく人間を育成することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ニート・ひきこもり等の生活指導を要する青少年等に対する、共同生活を通じての訓練と情操教育。
- (2) 青少年等の能力開発として、各種研修・セミナーの開催。
- (3) 自立・就業を目的とした職業訓練としての農作業従事と製造・販売。
- (4) 青少年問題に関する調査研究と出版物の刊行。
- (5) 本法人の目的に適う目的を有する団体・個人に対する援助。
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、本法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、本法人の目的を達成するために理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計画書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項(3)の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本法人に、評議員5名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会にて行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、以下に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ① 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 当該評議員の使用人
 - ④ ②又は③に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
 - ⑥ ②から④までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の以下に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ① 理事
- ② 使用人
- ③ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - イ. 国・地方公共団体
 - ロ. 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要があるときは臨時評議員会として開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の招集にあたっては、その開催の2週間以上前に、日時、場所、議題及びその他必要と認める事項を示して、郵便又はFAXもしくは電子メールのいずれかの方法により、すべての評議員に通知しなければならない。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員)

第 20 条 この法入に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上12名以内
- (2) 監事2名以内
 - 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は自己の職務の執行の状況を、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、議事録に署名または記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第 33 条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 34 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 35 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 36 条 本法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、野田大燈とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
入江英樹 安達俊彦 長岡一路
香川 宏 野田大然 佐藤 堅
山田賢二 川北 哲 岡野朱里子
中村大肖 喜井博恵

附則

この定款は平成 2 6 年 3 月 2 6 日から施行する。

附則

この定款は平成 2 8 年 3 月 2 5 日から施行する。

附則

この定款は平成29年6月7日から施行する。

附則

この定款は令和4年3月21日から施行する。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	2,990 m ² 高松市中山町 1501-14 2,835 m ² 高松市中山町 1501-31 3,650 m ² 高松市中山町 1501-32 87.66 m ² 高松市中山町 1501-33 3,855 m ² 高松市中山町 1501-34 1,303 m ² 高松市中山町 1501-35 1,576 m ² 高松市中山町 1501-157 77 m ² 高松市中山町 1501-161 575.48 m ² 高松市中山町 1474-45 6,224 m ² 高松市中山町 1486-3
建物	115.54 m ² 高松市中山町 1501-9 平屋建
定期預金	1,000,000 円
投資有価証券	利付国債 1,000,000 円